(六)　マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション及びその敷地について、当該取得が平成二八年三月三一日までに行われたときに限り非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第一〇条関係）

(七)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条の二関係）

(2)　新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条の二関係）

(3)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(4)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(5)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五一条の二関係）

(六)　次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

(1)　独立行政法人日本万国博覧会記念機構がその業務の用に供する不動産に係る非課税措置（第七三条の四関係）

(2)　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法において準用する土地区画整理法の規定による清算金により取得された代替不動産に係る課税標準の特例措置（第七三条の一四関係）

(3)　日本環境安全事業株式会社がＰＣＢ廃棄物処理事業等の用に供する不動産に係る非課税措置（附則第一〇条関係）

(4)　特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が当該特例民法法人から取得する残余財産に係る非課税措置（附則第四一条関係）

4　自動車取得税

(一)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置について、その適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(二)　自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を一〇〇分の三（改正前一〇〇分の五）とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を一〇〇分の二（改正前一〇〇分の三）とすることとした。（附則第一二条の二の三関係）

(三)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じる割合を一〇〇分の二〇とすることとした。（附則第一二条の二の三関係）

(四)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乗じる割合を一〇〇分の四〇とすることとした。（附則第一二条の二の三関係）

(五)　被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置について、その適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五二条関係）

5　自動車税

(一)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第一二条の三関係）

(1)　環境負荷の小さい自動車

平成二六年度及び平成二七年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

イ　電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上かつ平成三二年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び平成二一年排出ガス保安基準に適合する軽油自動車（乗用車に限る。）について、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。

ロ　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの（イの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

(2)　環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成二七年度以後に限る。）に税率の概ね一〇〇分の一五（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね一〇〇分の一〇）を重課する特例措置を講ずることとした。

イ　ガソリン自動車又はＬＰＧ自動車で平成一五年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して一四年を経過した日の属する年度

ロ　軽油自動車その他のイに掲げる自動車以外の自動車で平成一七年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して一二年を経過した日の属する年度

(二)　被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第五四条関係）

(1)　平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日までの期間　平成二六年度分

(2)　平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日までの期間　平成二六年度及び平成二七年度分

(3)　平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日までの期間　平成二七年度分及び平成二八年度分

6　鉱区税

鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めることとした。（第一七八条関係）